

各地方整備局営繕部長等 あて

国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課長

国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課長

「官庁営繕部における平成15年度からのホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」の一部変更について

ホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制については、平成15年4月1日付け国営建第1号、国営設第1号により平成15年度からの措置について通知しているところである。

当該通知において施工終了時の室内空気中濃度の測定対象として定める化学物質のうち、アセトアルデヒドについて、WHOが定める指針値が訂正される動きがあることが明らかになっており、これを踏まえ、厚生労働省においてもアセトアルデヒドの指針値の再検討の準備に着手したところである。

こうしたなかで、アセトアルデヒドの測定を行うことは施工者及び施設管理者に対し混乱を与えることとなるため、当面の間これを測定対象化学物質から除外することとし、平成15年4月1日国営建第1号、国営設第1号について下記のとおり変更することとしたので、遺漏なきよう実施されたい。

なお、本通知の適用は平成16年4月1日からとする。

## 記

記3. 施工終了時の測定に定める測定対象化学物質からアセトアルデヒドを削除する。